

(仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会設置要綱

(検討会の目的)

第1条 本市の男女共同参画社会を実現するため、「(仮称)八王子市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)の制定にあたり、参加者から幅広く意見又は助言を求めることを目的とする。

(意見または助言を求める事項)

第2条 検討会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の内容に関する事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(検討会の構成)

第3条 検討会の参加者は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 各関係機関・団体から推薦された者 7名
- (3) 人権擁護委員 1名
- (4) 公募による市民 3名

(座長及び副座長)

第4条 検討会に、検討会を進行する座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、検討会参加者の互選により選任する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(意見聴取等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、市民活動推進部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月31日をもって、その効力を失う。